

大阪市告示第321号

次の金融機関の店舗について、大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の追加指定の決定をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年3月6日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店舗名	所在地	指定年月日
紀陽銀行	九条支店	〒550-0025 大阪市西区九条南2-34-3 Osaka Metro 九条ビル4階	令和7年 3月6日

(会計室会計管理担当)